

はじめに

毎年のように発生する自然災害による甚大な被害や感染症は、特に高齢者の生活への影響が深刻です。介護や障害福祉サービスを提供する介護事業所・施設においても、その対応に苦慮されていることと思います。

そのため、厚生労働省（以下、「厚労省」という）では、「自然災害」や「感染症」の影響を受けた場合でも介護や障害福祉サービス事業所の事業およびサービスの提供が継続されることにより、利用者や多くの地域住民の生活を安定させられるよう、令和6年4月から2種類の事業継続計画（= Business continuity plan）いわゆるBCPの作成と毎年の見直しを、介護や障害福祉サービス事業所の義務としました。一口に「作成する」と言っても、多岐にわたる事項の検討・確認が必要となり容易ではないため、ひな形が用意されています。

そこで、本書では「令和6年4月までにとにかく厚労省のひな形をすべて埋めること」を1つ目のゴールとしています。本書を読みながら、週に1回各項目を検討し、ひな形の該当箇所を埋めていくことができれば、3カ月後には晴れて2種類のBCPが完成しているはずです。

しかし、ひな形を埋めるだけで完璧なものは作れません。自然災害や感染症のような予測不可能な事象を相手に初めて作成したBCPで完璧を期することは、不可能だからです。毎年の見直しが求められるのも、それが理由です。

これまで著者がBCP作成を支援してきた事業所では、災害や感染症発生時の業務継続を検討したことをきっかけに業務運営上の課題や体制の弱点が見つかり、人材の確保や定着にもつながる問題として、毎年の見直しの必要性を感じています。

そのため、2つ目のゴールとして完璧なBCPを目指し、どのような問題点や改善点に取り組んでいいかを示しています。

本書は著者が6カ月かけてBCPを作成するセミナーを再現していく、4つのパートに分かれています。セミナーでは本書のPart2、Part3で扱う2種類のBCP作成を、3カ月で説明しています。

つまり、3カ月あれば、令和6年4月までの期限に十分間に合います。このペースを目標に本書を活用してBCPの作成を進め、介護や障害福祉サービス事業所の事業継続を実現しましょう。

令和5年9月吉日

社会保険労務士法人合同経営　社会保険労務士 尾原良太
行政書士法人合同経営 行政書士 松井健太郎

CONTENS



Part 1 BCP の基本を学ぼう！

I	BCP とは？～イメージをつかみましょう !! ～	14
1	BCP = 「業務継続計画」	14
2	日本における BCP の浸透	14
3	BCP を身近なものに置き換えてみよう !!	16
II	BCP はなぜ必要か？～介護事業所・障害福祉サービス事業所の作成は義務～	19
1	令和 3 年度報酬改定で介護事業所・障害福祉サービス事業所の BCP 作成を義務化	19
2	介護事業所・障害福祉サービス事業所における BCP の必要性	20
3	作成するべき BCP	22
4	BCP の作成単位	23
	☆一口コラム～BCP 作成で利用できる助成制度	25



Part 2 「自然災害発生時」の BCP を作ってみよう！

I	自然災害発生時の BCP	28
1	BCP と防災マニュアルの違い	28
2	BCP 作成のメリット	29
(1)	自然災害・感染症対策に関する強みや弱みが見えてくる	
	29	
(2)	事業所や施設が抱えている問題点や自然災害・感染症以外の	

リスクが見えてくる	30
(3) 職員の評価に関する新たな視点が見つかる	31
3 自然災害発生時の BCP の構成	31
☆一口コラム～BCP 作成における「障害福祉サービス事業所と介護事業所との違い」	33
II 総 論	34
1 基本方針	34
2 推進体制	35
(1) メンバー選出上の留意点	35
(2) 代理者を選出しておく	36
(3) 入所系	37
(4) 通所系・訪問系	38
☆一口コラム～完璧な BCP を作らなければ指導の対象になる？	40
3 リスクの把握	41
(1) ハザードマップの確認	41
☆用語解説～「ハザードマップ」とは？	42
▶ 地震のハザードマップ	44
▶ 水害のハザードマップ	44
(2) 被災想定	46
▶ 自治体が公表している資料を利用して記載する	48
▶ 被災想定作成のポイント	50
4 優先業務の選定	50
(1) 優先する事業	51
▶ 「優先する事業」の考え方	51
▶ 他の事業に携わる職員への配慮を忘れずに	52
(2) 優先する業務	53
▶ 「優先する業務」の考え方	54
▶ 被災した場合でも遂行可能な業務かは職員と話し合って判断する	55
▶ 利用者の安否確認の優先順位を決めておく	55

5	研修・訓練の実施、BCP の検証・見直し	56
(1)	研修・訓練の実施	56
(2)	BCP の検証・見直し	58
III	平常時の対応	60
1	建物・設備の安全対策	60
(1)	人が常駐する場所の耐震措置	60
▶	建築年数の確認	62
☆	用語解説～「耐震基準」とは？	63
▶	事業所・施設内の耐震チェック	64
(2)	設備の耐震措置	64
▶	「設備の耐震措置」記載のポイント	65
(3)	水害対策	66
▶	水害対策のポイント	68
2	電気が止まった場合の対策	68
▶	稼働させるべき設備と必要な電力を確認する	69
▶	必要な電力を賄う方法を決める	70
3	ガスが止まった場合の対策	75
▶	食事	76
▶	入浴	76
▶	暖房	76
4	水道が止まった場合の対策	76
▶	飲料水	78
▶	トイレ	78
▶	食事	78
5	通信が麻痺した場合の対策	78
▶	衛星電話	79
▶	IP 無線機	79
▶	SNS	80
▶	三角連絡法の活用	81
6	システムが停止した場合の対策	82

▶ データを守る	83	▶ 紙の文書を守る	83	7 衛生面（トイレ等）の対策	84	8 必要品の備蓄	87	9 資金手当て	91	▶ 災害復旧貸付け	92	▶ 傷病災害時貸付け	93	▶ 労災補償（任意の上乗せ）	93	☆一口コラム～災害発生後の状況下でのサービス報酬の支払い	95						
IV 緊急時の対応 96																							
1 BCP 発動の基準	97	2 行動基準	98	3 対応体制	100	4 対応拠点	103	5 安否確認	103	▶ 利用者	105	▶ 職 員	105	▶ 安否確認シート	105	6 職員の参集基準	106	▶ 具体的でわかりやすい基準を設定する	107	▶ 出勤の有無に関する連絡方法も記載しておく	108	☆一口コラム～BCP 携帯カードの活用	108
7 施設内外での避難場所・避難方法	110	8 重要業務の継続	112	9 職員の管理	113	10 復旧対応	115																

▶ 破損箇所の点検作業	117
▶ 被災状況に関する情報発信	118
V 他施設との連携	119
1 連携体制の構築	119
▶ 連携する事業所・施設の選び方	120
2 連携協定書の締結	121
▶ 連携協定書で定める内容	122
3 地域のネットワーク等の構築・参画	125
4 連携対応	127
VI 地域との連携	131
1 被災時の職員派遣	131
2 福祉避難所の運営	132
3 更新履歴	136
VII サービス形態に応じて固有に記載すべき事項	137
1 通所系事業所の固有事項	137
2 訪問系事業所の固有事項	138
3 居宅介護支援（相談支援）事業所の固有事項	140



Part 3 「感染症発生時」のBCPを作つてみよう！

I 感染症発生時のBCPとは	142
1 今後第2類相当の感染症が出ることを想定して、どう対応するかを考える	142
2 BCPと感染症対策マニュアルの違い	143
3 自然災害BCPと感染症BCPの違い	144
4 感染症BCPを作成するメリット	144
5 使用する様式	145
6 作成の流れ	147
(1) 平常時の備え	147

(2) 感染疑い者発生時の対応	147
(3) 感染防止体制の確立	147
☆一口コラム～BCPが「選ばれる事業所」の決め手になる？	148
II 総則	149
1 目的	149
2 基本方針	150
3 主管部門	150
III 平時からの備え	152
1 対応主体	152
2 対応事項	153
(1) 体制構築・整備	153
(2) 情報の共有・連携（障害福祉サービス特有）	156
(3) 感染防止に向けた取組みの実施	157
▶ 最新情報の収集	158
▶ 基本的な感染症対策の徹底	159
▶ 職員・入所者の体調管理	159
▶ 施設内出入り者の記録管理	160
▶ 組織変更・人事異動・連絡先変更等の反映	161
(4) 防護具、消毒液等備蓄品の確保	162
(5) 職員対応（事前調整）（障害福祉サービス特有）	163
(6) 業務調整（障害福祉サービス特有）	164
(7) 研修・訓練の実施	165
(8) BCPの検証・見直し	166
IV 感染疑い者が発生した場合の初動対応	167
1 対応主体	168
2 対応事項	169
(1) 第一報①—報告のための連絡網の確認、整備	169
▶ 管理者へ報告	169
(2) 第一報②—情報共有・報告	172
▶ 施設内・法人内の情報共有	173

▶ 指定権者への報告	173
▶ 家族への報告	173
(3) 第一報③—通所系・訪問系における「居宅介護支援（相談支援）事業所への報告」	174
(4) 利用者が感染疑い者である場合の対応①—サービス形態による対応の違い	174
(5) 利用者が感染疑い者である場合の対応②—入所系のゾーニング（区分け）とコホーティング（隔離）	175
▶ ゾーニングとは	175
▶ ゾーニングが難しいケースへの対応も検討しておく	177
(6) 利用者が感染疑い者である場合の対応③—通所系の利用休止、医療機関受診	178
(7) 利用者が感染疑い者である場合の対応④—訪問系のサービス提供の検討、医療機関受診	179
(8) 感染疑い者への対応⑤—入所系の対応者の確認、医療機関受診／施設内での検体採取、体調不良者の確認	180
(9) 消毒・清掃等の実施	182
V 通所系サービス事業所における休業の検討	184
1 対応主体	184
2 対応事項	185
▶ 都道府県、保健所等との調整	186
▶ 訪問サービス等への切替えの検討	186
▶ 居宅介護支援（相談支援）事業所との調整	186
▶ 利用者・家族への説明	187
▶ 再開基準の明確化	187
VI 感染拡大防止体制の確立	188
1 計画どおりの対応をするには訓練の実施も必要	188
2 必要に応じて他のサービス形態の項目も取り込む	188
3 人員配置について	189
4 対応主体	192

5 対応事項	193
(1) 保健所との連携	193
▶ 濃厚接触者の特定の協力	194
▶ 感染対策の指示を仰ぐ	194
▶ 併設サービスの休業	195
▶ 休業するサービスに従事する職員の配置調整	196
(2) 濃厚接触者への対応①—入所者・利用者	196
▶ 健康管理の徹底	197
▶ 個室対応	198
▶ 担当職員の選定	198
▶ 生活空間・動線のゾーニング（区分け）	198
▶ ケアの実施内容・実施方法の確認	201
▶ 自宅待機	201
▶ 居宅介護支援（相談支援）事業所との調整	202
▶ 利用者・家族への協力依頼	203
▶ 訪問時に職員が行う感染防止対策	203
(3) 濃厚接触者への対応②—職員	205
(4) 職員の確保	205
▶ 施設内での勤務調整、法人内での人員確保	206
▶ 自治体・関係団体への依頼	207
(5) 防護具、消毒液等の確保	208
▶ 在庫量・必要量の確認	208
▶ 調達先・調達方法の確認	208
(6) 情報共有①—施設（事業所）内・法人内での情報共有	209
(7) 情報共有②—入所者（利用者）・家族との情報共有	210
(8) 情報共有③—自治体（指定権者・保健所）との情報共有	211
(9) 情報共有④—関係業者等との情報共有	212
(10) 業務内容の調整①—優先業務を考える	214
▶ まずは普段行っている業務をすべて書き出す	216

▶ 1人しかできない業務は、できる人を増やす検討をする	216
▶ 徐々に出勤率を下げて優先すべき業務を絞り込む	217
(11) 業務内容の調整②—提供サービスの検討（継続、変更、縮小、中止）	217
(12) 過重労働・メンタルヘルス対応	219
▶ 労務管理	220
▶ 長時間労働対応	220
▶ コミュニケーション	221
▶ 相談窓口	221
(13) 情報発信	221
▶ 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応	223
▶ 利用者への再開支援対応	223
6 更新履歴	223



Part 4 作成した BCP をブラッシュアップしよう！

I シミュレーションを繰り返すことで有効な BCP になる	226
II BCP の課題を発見するためのシミュレーションケース	227
1 複数サービスを提供する法人向けのケース	227	
2 感染症発生下で自然災害も発生するケース	227	
(1) 同時併発でも業務継続が可能な体制となっているか	228	
(2) 停電した場合の換気対策	228	
(3) その他	228	
3 感染症発生事例の研究によるケース立案	229	

資料編

1	自然災害発生 BCP 初回検討シート	232
2	自然災害発生時における業務継続計画（共通）	233
3	通所系事業所の固有事項	271
4	訪問系事業所の固有事項	273
5	居宅介護支援（相談支援）事業所の固有事項	275
6	自然災害発生時における業務継続計画様式ツール集	277
(1)	様式 9：災害時利用者一覧表（安否確認優先順位）	277
(2)	様式 6：災害：備蓄品リスト	278
(3)	補足 11：利用者の安否確認シート	284
(4)	補足 12：職員の安否確認シート	285
(5)	職員 BCP 携帯カード	286
7	感染症発生時における業務継続計画（入所系）	287
8	感染症発生時における業務継続計画（通所系）	302
9	感染症発生時における業務継続計画（訪問系）	316
10	感染症発生時における業務継続計画様式ツール集	329
(1)	様式 1 推進体制の構成メンバー	329
(2)	様式 2 施設外連絡リスト	330
(3)	様式 3 職員、入所者・利用者 体温・体調チェックリスト	
		331
(4)	様式 4 感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト	
		332
(5)	様式 5（部署ごと）職員緊急連絡網	333
(6)	様式 6 備蓄品リスト	334
(7)	様式 7 業務分類	335
(8)	様式 8 来所者立入り時体温チェックリスト	336

※資料編に収録されている BCP および各種ツール等はダウンロードして利用することができます。ダウンロード方法の詳細は巻末でご案内していますので、そちらをご確認ください。

PART 1

BCP の基本を学ぼう！



BCP とは? ～イメージをつかみましょう !!～

① BCP = 「業務継続計画」

B usiness
C ontinuity
P lan

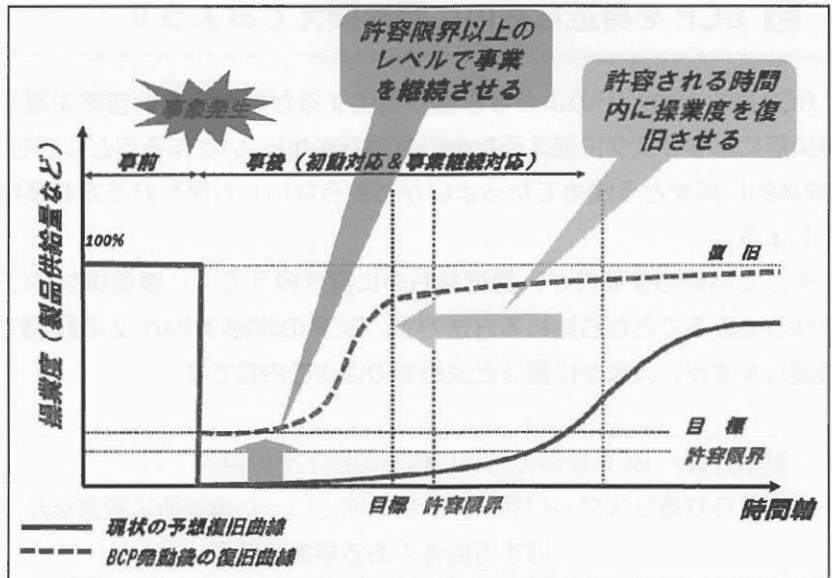
日本語に訳すと
「業務継続計画」

BCPは、「Business Continuity Plan」の頭文字をとったものです。「業務継続計画」と訳され、「大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画」のことをいいます。

② 日本における BCP の浸透

日本では、ここ 10 年程度を振り返っても、平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、台風、平成 30 年の西日本豪雨、令和 3 年の熱海市における土砂災害等、大きな被害をもたらした災害が発生しています。また、南海トラフ巨大地震が 30 年以内には必ず発生するといわれている等、今後も大きな災害が発生することが予想されています。

自然災害はいつどこでどのように発生するのか予測困難なため、企業



(出典) 内閣府 防災担当 「事業継続ガイドラインーあらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応ー(令和5年3月)」

にとっては事業活動を縮小せざるを得なくなったり、やむを得ず中止せざるを得なくなったりするリスクと言えます。そのため、特に東日本大震災や熊本地震で多大な被害を受けた自動車メーカーや製造業等を営む大企業を中心に対策の一環として BCP が浸透し、その作成と運用が広がりました。

さらに令和 2 年、新たな脅威が日本を襲いました。新型コロナウイルス感染症です。世界中に感染が広がり、介護事業所においても通常のサービスの提供や職員の確保が難しくなり、事業の継続に困難をきたしました。令和 5 年になっても終息しておらず、今後、新型コロナウイルスと同様に広範囲に行動制限を伴うような感染症の感染が拡大する可能性もあります。

こうして自然災害と新型コロナウイルス感染症という 2 つの脅威を経験して、非常時における事業継続のために BCP の作成が重要と認識されるようになりました。

③ BCP を身近なものに置き換えてみよう !!

BCPは、いつ、どのような事態が発生するかわからない自然災害や感染症によるリスクに備えるためのものですから、いざ作ろうとしても、「具体的に何をどう決めてたらよいかわからない」と思われる方も多いでしょう。

そこでお勧めするのが、身近なものに置き換えて、一度簡単なBCPを作ってみることから始める方法です。BCPの詳細はPart2の❶❷で後述しますが、大まかに言うと決めるのは次の内容です。

- ・基本方針=BCPを何のために作るのか？その目的
- ・考えられるリスク=自然災害や感染症といった事業所に被害を及ぼす可能性のある事象や問題
- ・想定被害=リスクが発生したときに予想される被害の状況
- ・復旧目標=リスクが発生してから日常に戻るまでの期間
- ・復旧までの対応策=復旧までの期間にやるべきこと
- ・平時対応=復旧までの対応策を実施するために普段から準備しておくこと
- ・緊急時対応=実際に自然災害や感染症が発生した直後にやるべきこと

これらについて、まずはご自身の「家族」をテーマにBCPを作ってみるのです。

例えば、「毎日、おいしいご飯を食べる」ことが当たり前に継続できなくなるのは、どんなことが起こったときでしょうか？それを「考えられるリスク」として考えます。

そのリスクを「毎日食事を作ってくれている家族がコロナウイルス感染症に感染した」とすると、想定される被害は、「食事を作ってくれる人がいなくなり、おいしいご飯が食べられない」ということになります。そして、家族が回復するまでの間の食事をどのように乗り切るのか、方

我が家のBCP

検討項目	内容	検討項目	対策例
基本方針	毎日おいしいご飯を食べる	基本方針	毎日おいしいご飯を食べる
考えられるリスク		考えられるリスク	妻が病気で倒れる。療養が必要
想定被害		想定被害	食事を作れる人がいない…
復旧目標		復旧目標	1週間で回復しそう
復旧までの対応策		復旧までの対応策	他の家族が食事を作る
平時対応		平時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・夫や子供たちができるメニューを修得する ・レトルト食品やカップ麺を備蓄しておく
緊急時対応		緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・夫や子供が順番で料理を作る ・備蓄しているレトルト食品やカップ麺、冷凍食品も活用する ・外食やテイクアウトの利用も検討する

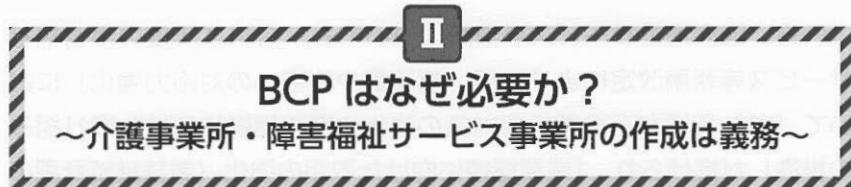
法を考える必要があります。

方法が決まったら、平時の対応として、実行できるようにするために普段からしておくべき準備を考えます。「家族全員が料理ができるようにメニューを覚える」や「レトルトや冷凍食品、カップ麺などを買いためして保管しておく」といったことになるでしょう。

そして、緊急時の対応としては、感染が明らかになった直後、例えばその日の夕飯を誰がどのように用意するのか、具体的な手順等を決めて

おきます。「元気な家族が代わりに食事を作る。その際、レトルト食品や冷凍食品、カップ麺等も活用する」といったことになるでしょう。

こうして出来上がった BCP は、立派な我が家の BCP (の一部) です。家族以外でも、趣味で参加しているスポーツチームの活動など、いろいろなグループで作ることができますので、手始めとしてメンバー各自が身近なもので作ってみることをお勧めします。



BCPはなぜ必要か？

～介護事業所・障害福祉サービス事業所の作成は義務～

1 令和3年度報酬改定で介護事業所・障害福祉サービス事業所のBCP作成を義務化

令和3年度の介護報酬改定における「1. 感染症や災害への対応力強化」にて、「感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築=日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進」が示されました。この「業務継続に向けた取組の推進」のために、介護事業所に業務継続のための計画、すなわちBCPの作成が義務付けられました。

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、同塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据ながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

改定率：+0.70%（使ううえで2021年度介護報酬改定に対するための特別的な評価：0.05%（令和3年9月末までの算定））

1. 感染症や災害への対応力強化

各事業者は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・感染症対策の強化・業務継続に向けた計画の策定・災害への地域と連携した対応の強化・適所介護等の事業所規範別の報酬等に関する対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の負担を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

○認知症への対応力強化に向けた取組の推進

・認知症高齢者への介護の助成等の手当の拡充・高齢者への認知症基礎研修受講料等の支給

○看取りへの対応の充実

・き・付・付の取組の充実・施設等における評価の充実

○医療と介護の連携の推進

・老健診査の医療コードへの対応強化

○在宅サービス、訪問介護施設や高齢者住まいの機能・対応強化

・訪問看護や訪問入浴の充実・最終的の対応計画の充実・個室における定常上位の明確化

○介護マネジメントの質の向上と公正・独立性の確保

・事業の効率化による費用削減額と・医療機器との報酬連動強化・介護予防支援の充実

○地域の特性に応じたサービスの確保・適所介護等への対応（地方分権政策）

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や雇用環境の改善に向けた取組の推進

・特例給与等加算料の介護職員型の部分フルールの柔軟化による取得促進

・職業の離職防止・定着に対する取組の推進

○サービス提供体制強化における介護職員社士がいる職場の評点の充実

・介護職員登録簿における記載欄の充実・アシスタント対応の強化

○介護のプロフェッショナル化と人材育成の推進・運営基準の緩和を通じた

・業務効率化・業務負担の軽減

・会員登録料を導入した場合における人員配置の緩和

○会員登録料におけるICDの適用

・特例の併用の場合の差替等の緩和

○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減

・署名・押印の見直し・簡易的記録による保存等・運営規程の掲示の柔軟化

・改定の場合は、改定の内容を記載する

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■目的の目的に沿って、質と評価やデータ活用を行なうながら、科学的効果が置けられた質の高いサービスの提供を推進

○リハビリテーション・機能回復・口腔・栄養の取組の連携・強化

・計画作成や多職種会議でのリハ・口腔・栄養専門家の間の連携強化

・リハビリテーション・機能回復の充実・適応透析直後のリハの充実

・食事の質と量の確保・口腔外での栄養・専門職による連携による介護の強化

・通所介護施設における機器の整備や・介護の充実の充実度

・介護保険施設・通所介護等における介護従事者の管理や品質マネジメントの強化

○介護サービスの質の評価・科学的介護の取組の推進

・CHASE・VISIT評議の収集・活用とPDCAPのイクムの推進

・ADL評等加算の充実

○観察力・判断力・重度化防止の取組の推進

・施設での日中生活支援の評価・導薦・介護・介護せっせつ支援の強化

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

○評価の適正化・重点化

・区分評価・複数評議の計算方法の一部改正し・訪問看護の評点の評価・提供回数等の見直し

・医療機器の評議手当の評議見直し・既往歴評議の見直し

・介護職員登録簿における評議見直し・介護職員就労改善扶助(PJ)(V)の見直し

・生活援助の點数割り勘が多い利用者がタグアブランの推進

○報酬体系の簡素化

・月報酬化(必要事項所介護)

・加算の算定統合(リハ・口腔・栄養)

6. その他の事項

・介護保険施設におけるリハ・マネジメントの強化

・基本費用額(食費)の見直し

・基本報酬の見直し

(出典) 厚生労働省 「令和3年度介護報酬改定の主な事項について」

一方、障害福祉サービス事業所についても、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「5. 感染症や災害への対応力強化」において「(1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取り組みの推進」が掲げられ、「業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）」と、明記されました。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

<p>○ 踰避者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の向上、効果的な就労支援、医療的ケアへの支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応</p> <p>○ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※ うち、新型コロナウイルス感染症におけるたる特例的な評価 +0.05%（令和3年9月末までの累積）</p>
<p>1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の向上の評価</p> <p>(1) グループホームにおける重度化・高齢化に対する報酬の見直し ・ 施設運営費を算定するため医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等</p> <p>(2) 自生活援助の設備を促進するための評価・人員基準額の見直し</p> <p>(3) 地域生活支援料等の設備の促進・機能の充実を図るために加算の創設</p> <p>(4) 生活介護等における重度化障害者の支援の評価の見直し ・ 重度化障害者支援料の算定範囲の見直し及び単位数の見直し 等</p> <p>(5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し ・ 基本報酬の充実・従来評価されていなかった専門性と技能交換業務の評価 等</p>
<p>2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応</p> <p>(1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し ・ 就労前後の移行の更なる評価 等・一定業績を達成したきめ細かな評価 等</p> <p>(2) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（スコア式の導入）</p> <p>(3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の型変化）</p> <p>(4) 医療費控除期間における就労移行の強化 ・ 基本報酬の充実・医療のケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け</p>
<p>3 医療的ケア児への支援などの障害児実務の推進</p> <p>(1) 医療的ケアが必要な障害者に対する支援の充実 ・ 新規支え式を用いた基本報酬の割合・報酬額加算料の算定要件の見直し</p> <p>(2) 実務者等ディベリバースの報酬体系の見直し ・ 基本報酬割合の見直し・より早めの評価を評価する加算の創設（(3)も同様）</p> <p>(3) 児童養護支援の報酬等の見直し</p> <p>(4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し ・ 人員配置率の見直し・シーソーリンカーラーの配置に対する評価</p>
<p>4 精神障害に 対応した地域包括ケアシステムの推進</p> <p>・ 自立支援活動における夜間の緊急対応・緊急用具の評価</p> <p>・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価</p> <p>・ 精神障害者の能力開発より早期の地域移行支援の評価</p> <p>・ 精神障害医療・精神科の連携の奨励</p> <p>・ 在宅支援法人・居住支援協議会・福祉の連携の奨励</p> <p>・ ピアサポートの専門性の評価</p>
<p>5 感染症や災害への対応力の強化</p> <p>(1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進 ・ 感染症の発生による止むを得ない休止等に関する取扱の徹底（委員会策定、指針の作成等）</p> <p>・ 業務運営における危機の把握（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）</p> <p>・ 地域と連携した災害への対応強化（訓練に当たっての地域住民との連携）</p> <p>(2) 支援の継続性をもたらす障害福祉現場におけるICTの活用 ・ 重度化障害者報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対話を可能とする。</p>
<p>6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し</p> <p>(1) 医療過誤件別割加算の見直し ・ 医療的ケア児の看護費の算定を考慮した加算額の設定</p> <p>(2) 障害者虐待防止の更なる推進・身体拘束度の適正化の推進 ・ 康得助・会員の取扱い・身体拘束の適正化のための市町の奨励</p> <p>(3) 福祉・介護職員等特例加算改適改善加算料の見直し ・ 上り坂等の配分の見直し・より早めの評価による加算の収得促進</p> <p>・ 収得代算加算(IV)及び(V)の見直し・加算の見直し</p> <p>(4) 実務効率化のためのICTの活用（両掲）</p> <p>(5) その他経済措置の取組等 ・ 食事提供体制加算の経済措置の延長</p> <p>・ 運送代算の延長（就労継続支援A型・放課後等デイサービス）</p>

（出典）厚生労働省 「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容について」

BCP作成義務化は、サービスの種類や事業所の規模等関係なく、すべての事業所が対象となっています。期限である令和6年3月末までに完成させておく必要があります。

② 介護事業所・障害福祉サービス事業所におけるBCPの必要性

今や、介護事業所や障害福祉サービス事業所の提供するサービスは、要介護者および障害者とその家族等の生活を支える上で欠かせないサー

ビスとなっており、災害や感染症が発生した場合であっても、サービスを継続して提供してすること、また仮に提供を休止した場合であってもすぐに再開できることが求められていると言えます。実際、現役で働いている方にとって介護事業所や障害福祉事業所からのサービスが停止することは、その間働くことができなくなることを意味します。国が介護事業所と障害福祉サービス事業所にBCPの作成を義務付けたのは、こうした影響も考え合わせて改正に至ったものと思われます。

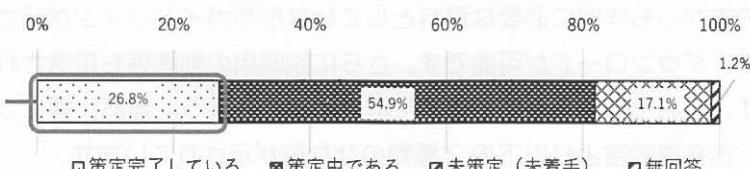
では、実際の事業所におけるBCPの作成状況はどうなっているのでしょうか？ 厚労省から委託を受けた民間のシンクタンクが令和5

自然災害BCPの策定状況

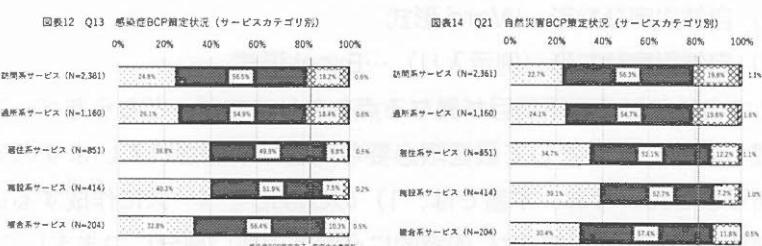
図表1 Q13 感染症BCP策定状況 (N=4,990)



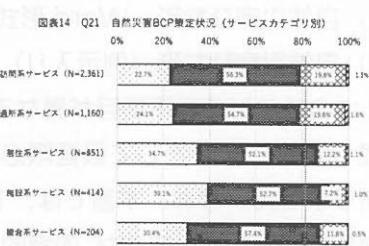
図表2 Q21 自然災害BCP策定状況 (N=4,990)



図表12 Q13 感染症BCP策定状況（サービスカテゴリ別）



図表14 Q21 自然災害BCP策定状況（サービスカテゴリ別）



※ 各項目で複数回答があったため、合計が100%を超える場合があります。未着手の割合は、各項目で複数回答した人の割合です。

訪問系サービス：訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問用具貸与・販売、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護支援、後見人訪問型訪問介護

通所系サービス：通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

居宅系サービス：短期入所生活介護、特定施入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施入所生活介護

施設系サービス：介護老人保健施設、介護老人保健施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護医療院

緊急系サービス：小規模多機能型居宅介護、区域小規模多機能型認定介護

※ 各項目で複数回答があったため、合計が100%を超える場合があります。未着手の割合は、各項目で複数回答した人の割合です。

訪問系サービス：訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問用具貸与・販売、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護支援、後見人訪問型訪問介護

通所系サービス：通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施入所生活介護

居宅系サービス：短期入所生活介護、特定施入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施入所生活介護

施設系サービス：小規模多機能型居宅介護、区域小規模多機能型認定介護

(出典) 令和5年9月21日第27回社会保障審議会介護給付費分科会
介護報酬改定検証・研究委員会（Web会議）資料1-1

2 介護事業所・障害福祉サービス事業所におけるBCPの必要性

年7月から8月にかけて実施した調査結果の速報値（案）によると、調査時点において作成済みの事業所・施設は、感染症BCPは29.3%・自然災害BCPは26.8%という結果でした。一方、調査時点でまだ未着手という事業所・施設も、感染症BCPで15.6%、自然災害BCPで17.1%という結果でした。特にサービスカテゴリ別でみた場合、訪問系サービスや通所系サービスにおいて約7割以上が現在策定中か未着手という結果になっており、比較的小規模な事業所が多いこれらのサービスカテゴリにおいて策定に課題を抱えていると言えるでしょう。

③ 作成するべき BCP

作成する必要があるのは、次の2種類のBCPです。これらを令和6年3月末までに作らなければなりません。

- ① 自然災害発生時のBCP
- ② 感染症発生時のBCP

厚労省からも作成に必要な資料としてひな形やガイドラインが示されていて、ダウンロードが可能です。さらに説明用の動画等も用意されています。これらも活用して、作成に取り組みましょう。自然災害については、現在厚労省より以下の2種類のひな形が示されています。

- 1) 自然災害ひな形…Word形式
- 2) 自然災害ひな形（例示入り）…Excel形式

2つのひな形で若干項目が異なる点もありますが、どちらをベースに作成しても、BCPとして最低限必要な内容は網羅されていますので問題ありません。なお、本書では、1) のひな形をベースに作成することを前提に説明していますが、内容的に必要性の高い部分につきましては、2) の例示入りひな形で示されている様式についても説明していますので、参考にしてください。また、資料編にはBCPと様式の作成例をお示ししていますので、併せてご確認ください。

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

＜新型コロナウイルス感染症編＞

- ・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

・様式ツール集

- ・感染症ひな形（入所系）
- ・感染症ひな形（通所系）
- ・感染症ひな形（訪問系）

【例示入り】＜R3年度＞

- ・感染症ひな形（入所系）
- ・感染症ひな形（通所系）
- ・感染症ひな形（訪問系）

＜自然災害編＞

- ・自然災害発生時の業務継続ガイドライン

・自然災害ひな形

【例示入り】＜R3年度＞

- ・自然災害ひな形（共通）
- ・自然災害ひな型（サービス固有）

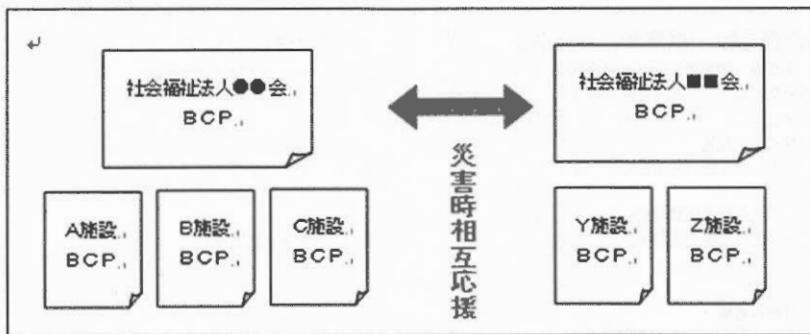
(出典) 厚労省ホームページ

④ BCP の作成単位

BCPは、複数の施設・事業所を持つ法人では、法人本部だけでなく、施設ごとに個別に作成することが望まれます。その際、法人本部のBCPと施設・事業所単位のBCPが連動していること、法人本部は各事業所と連携しながらBCPを作成すること、法人本部と施設・事業所や、施設・事業所間の物資や職員派遣等の支援体制についても記載することが望されます。

厚労省は、事業所ごとの作成が「望れます」としており、事業所単位での作成が義務というわけではありませんが、特に自然災害発生時のBCPについては施設の場所によって発生する災害の種類やその被害が異なる可能性が高いため、事業所や施設ごとに発生し得る災害を把握し、対応策や準備を決めておく必要があると言えます。

(参考) 法人本部 BCP と施設・事業所単位の BCP の関係



(出典) 厚労省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」より



～BCP 作成で利用できる助成制度

BCP 作成と運用における設備導入に際し、費用がかかることが予想されますが、自治体や各種団体の助成金や補助金を利用することで、軽減することも可能です。ここでは、特に中小規模の事業者が利用できる主な制度を紹介します。

1. BCP 実践促進助成金（東京都）

東京都内の中小企業を対象に、BCP の実行に必要な設備・物品の購入を支援してくれます。概要は、以下のとおりです。

① 対象となる経費

自家発電装置・安否確認システム・オンラインストレージ、飛散防止フィルム、非常用食料・飲料、マスク・消毒液等

② 助成額

助成対象経費の 2 分の 1（小規模事業所は 3 分の 2）

※ただし上限 1,500 万円

③ 対象事業所

1) 中小企業者等であること

2) 都内で同事業を 1 年以上継続していること

3) 法人の場合は、都内に本社または支店を設置していること

個人の場合は、開業届を提出した上で、都内で営業していること

4) 以下の要件を満たした BCP を作成していること

・「BCP 策定支援事業（BCP 策定講座・BCP 策定コンサルティング）」等の支援を受け、受講内容に基づいて作成したもの

・「事業継続力強化計画」の認定を得ており、その内容に基づいて作成したもの

5) その他

過去にこの助成金を受けていない、事業税を滞納していない等

2. 事業継続計画（BCP）の策定にかかる助成金（東京都江戸川区）

東京都江戸川区に本社がある中小企業を対象に、BCP 作成にかかる

費用を支援してくれます。

助成額は、費用の3分の2（上限額：20万円）です。対象となる経費は、BCPに関する研修の費用やコンサルタントによる指導にかかった費用です。

（出典：東京都江戸川区「事業継続計画（BCP）の策定にかかる助成金」）

3. 新型コロナウイルス感染症対策介護サービス事業所等支援補助金（大阪府摂津市）

大阪府摂津市で介護サービスを提供する事業所を対象に、新型コロナウイルス感染防止対策にかかる費用を補助してくれます。補助金額はサービスごとに異なり、5万円～50万円まで支給されます。主な対象経費は、オンライン環境整備に伴う設備購入、BCP作成指導や研修の費用、衛生用品購入などが該当します。

（出典：大阪府摂津市摂津市「新型コロナウイルス感染症対策介護サービス事業所等支援補助金」）

4. 中小企業等 BCP 策定等支援補助金（静岡県焼津市）

BCP策定支援事業を実施する焼津市内の中小企業等を対象とした補助金です。対象となる事業は、BCP策定の啓発を目的としたセミナー や勉強会を開催する事業、専門家を招へいし BCP策定の指導および助言を受ける事業、BCP策定をフォローアップする事業です。補助対象となる経費は講師謝金および講師旅費に要する費用で、経費の5分の4（上限8万円）以内の額が交付されます。

（出典：静岡県焼津市「BCP策定支援事業補助金について」）

5. 長岡市事業継続・事業承継計画作例推進補助金（新潟県長岡市）

事業継続力強化を促進するため、災害時等の事業継続計画や事業承継計画、経営改善計画策定経費の一部を補助する制度です。事業を1年以上営み、長岡市内に本社を置く企業が対象です。BCP型はBCP策定に関する委託料や研修の受講料、講師への謝礼金等が対象となり、その費用の2分の1（上限30万円）が支給されます。

著者略歴

尾原 良太（おはら りょうた）

社会保険労務士

社会保険労務法人合同経営 執行役員

飲食業でマネージャー業務に従事後、複数の社会保険労務士事務所で勤務、またクリニックでの事務マネージャー業務を経て、2014年社会保険労務士法人合同経営に入社。

入社後は労務相談業務や就業規則策定のアドバイザー、顧問先での社内講師等を中心に活動している。

また近年は「介護事業所のBCP」のコンサルティングや講師・執筆活動も行っている。

著書：「介護事業所のための就業規則（日本法令・2020年（共著））

「介護事業所のBCP策定支援で社労士ができること」（開業社会保険労務士専門誌『S R』第64号）

松井 健太郎（まつい けんたろう）

行政書士

行政書士法人合同経営 法人役員

小売業に従事後、行政書士法人合同経営に2019年入社。

障害福祉事業をはじめ、介護事業、建設業等多岐にわたり許認可申請の相談対応を行っている。

「香川あんしん相続相談室」スタッフとして、税理士法人合同経営と共同で、相続相談のワンストップサービスを展開している。

YouTube動画配信にも力を入れ、介護・障害福祉事業処遇改善加算関連の動画については、短時間ながら書類作成の注意点をわかりやすく伝え、好評を得ている。